

高齢者身体拘束防止に向けた指針

アサヒケアサービス株式会社

1. 理念

高齢者の尊厳を保持し、介護を他人に委ねる事に対する社会的安心を確立する上で、利用者に対する身体拘束はあってはならない事である。

そこで、アサヒケアサービス株式会社では本指針を定め、職員が権利擁護について理解し、身体拘束を未然に防ぐ方策を共有する。

2. 定義

(1) 身体拘束

緊急やむを得ない場合を除き、高齢者の身体をベッドや車いす等に縛り付ける等身体を自由を奪う行為

(2) 緊急やむを得ない場合

以下の3要件を全て満たす場合とする

①切迫性:利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合

②非代替性:身体拘束に代替する介護方法がないこと

③一時性:身体拘束は一時的なものであること

※緊急やむを得ない場合に身体拘束を実施する際の判断は職員個人では行わず、必ず施設内会議を開催し、会議による決定に基づいて、高齢者本人と家族に対して身体拘束の内容、目的、時間、期間などを説明し十分に理解を得たうえで実施し、会議の実施及び本人と家族への説明及び身体拘束実施時の内容をそれぞれ記録する。

3. 取り組み内容

アサヒケアサービス株式会社では、高齢者身体拘束やそれに準ずる不適切なケアを防止する為に以下の項目を実施する

(1) 身体拘束防止委員会の設置

(2) 身体拘束防止委員会主導による法人内研修の実施

(3) 身体拘束防止委員による権利擁護の浸透を促す業務指導の実施

(4) 職員のメンタルヘルスに関する労務改善

(5) 指針およびマニュアルの定期的な見直しと周知

(6) 身体拘束防止委員会へ事故報告及びヒヤリハットの共有

(7) 事例分析による予防策の開発

4. 発生時の対応

(1) 身体拘束の発見及び通報

① 職員は利用者、利用者家族または職員から身体拘束の通報があるときは本指針に沿って対応しなければならない

② 利用者に身体拘束が疑われる場合には、身体拘束防止委員に速やかに報告する

(2) 身体拘束に対する職員の責務

① 施設内における高齢者身体拘束は外部から把握しにくい特徴があることを認識し、職員は日頃から身体拘束の早期発見に努めなければならない

② 身体拘束防止委員は施設において身体拘束を受けたと思われる高齢者を発見した場合、速やかに施設管理者と身体拘束防止委員長へ報告する

身体拘束防止委員長は委員会を開催し解決にあたる

また、法人本部へ報告の上、速やかに行政機関へ報告する

5. 身体拘束防止委員の責務

(1) 身体拘束ゼロ目指し、発生時には速やかに適切な対応をとる

(2) 定期的な委員会の開催を行い、各委員から施設へ情報共有を行う

(3) 定期的な法人内研修を実施し、職員教育に取り組む

(4) 職員からの関連する質問や相談を受け付け、解決法を指導する

(5) 管理者と連携し職場環境改善に努める

6. 指針の公開

本指針は施設内及び法人ホームページにて万人が自由に閲覧できるようにする

7. 記録の保管

身体拘束に関する記録は5年間保管する

2022年8月6日作成